解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年一月三十一日開催の社員総会の決議により同日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年二月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月十六日

山形県東田川郡三川町横山袖東一八番六号
社団法人庄内農業管理公社
清算人　古澤　和男

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年十二月十二日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年二月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月十六日

群馬県前橋市大手町一丁目一番一号
社団法人群馬県物産振興協会
代表清算人　佐藤　憲一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年三月三十一日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年二月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月十六日

山口県宇部市大字東須恵三一〇番地の五
ＮＰＯ法人障害者社会参画支援センター
宇部
清算人　山本　玲子

解散公告（第三回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年二月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月十六日

札幌市東区北二一条東一〇丁目二番六号
特定非営利活動法人北海道外出支援センター
代表清算人　齋藤　崇

解散公告（第三回）

当法人は、特定非営利活動促進法第三十一条第一項第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年二月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月十六日

東京都新宿区歌舞伎町二丁目四二番三号
ＮＰＯ法人新宿歌舞伎町駆けこみ寺
清算人　玄　秀盛

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年一月二十五日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年二月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月十六日

岐阜県飛騨市神岡町船津二〇八九番地
社団法人神岡青年会議所
清算人　白木　宏和

配当公告

仙台市泉区八乙女中央三丁目二番二七の三〇一号　破産者　株式會社ゴダイ

右の者に対する仙台地方裁判所平成二十二年（フ）第一九三四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
　金三一四、一七九、八〇九円
一、配当することのできる金額
　金四八、五四五、八二八円

平成二十四年二月十六日

仙台市青葉区一番町一丁目一六番二三号の三階　破産管財人　金澤　孝司

配当公告

三重県尾鷲市倉ノ谷町一二番一一号、前本店所在地三重県尾鷲市倉ノ谷町一番三号　破産者　株式会社セルフ舎

右の者に対する津地方裁判所平成二十二年（フ）第二二九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
　金二、六〇七、一一二、二一六円
一、配当することのできる金額
　金八二、〇四三、四一〇円

平成二十四年二月十六日

三重県津市羽所町三四五番地　津駅前第一ビル六階　破産管財人　北薗　太

配当公告

長崎県佐世保市沖新町二番一八号　破産者　鈴木産業振興協同組合

右の者に対する長崎地方裁判所佐世保支部平成二十二年（フ）第二一四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
　金七一六、三七二、四〇八円
一、配当することのできる金額
　金五〇、四一三、三八六円

平成二十四年二月十六日

長崎県佐世保市本島町二番五号興徳ビル佐世保二階　破産管財人　山下　将志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍札幌市白石区菊水九条四丁目四番、最後の住所札幌市白石区菊水九条四丁目四番三〇―一〇二八号　被相続人　亡　西山　信行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月十六日

札幌市南区真駒内上町二丁目三番七号
相続財産管理人　加藤　邦彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道函館市大町八番地、最後の住所函館市弁天町一四番二号　被相続人　亡　須田　新輔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月十六日

函館市新川町二三番二五号共栄火災ビル四階　相続財産管理人　弁護士　和根﨑直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市中央区北三条西二二丁目三九五番地、最後の住所札幌市清田区真栄四条四丁目九番二五号　被相続人　亡　齋藤　將幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月十六日

事務所札幌市中央区南一条西五丁目一九番地一郵政福祉札幌第一ビル五階　弁護士小黒芳朗法律事務所
相続財産管理人　弁護士　髙野俊太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍札幌市手稲区富丘二条四丁目二番、最後の住所札幌市北区北二五条西一七丁目五番一―九二一号　被相続人　亡　工藤　勇司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月十六日

札幌市東区北八条東三丁目二番三―九〇三号
相続財産管理人　大場　浩

第４期決算公告

平成24年2月16日
札幌市北区北九条西三丁目７番地
株式会社土屋ホーム
代表取締役　佐藤　孝司

貸借対照表の要旨（平成23年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,353,377
	固定資産	946,628
	合計	4,300,006
負債及び純資産の部	流動負債	2,941,537
	固定負債	951,364
	株主資本	407,103
	資本金	300,000
	資本剰余金	75,000
	資本準備金	75,000
	利益剰余金	32,103
	その他利益剰余金	32,103
	（うち当期純利益）	(21,616)
	合計	4,300,006